

守口市 子どもの貧困対策推進計画

第二期守口市子ども・子育て支援事業計画
— 子どもの貧困対策編 —

概要版



令和5年(2023年)2月
守口市

第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

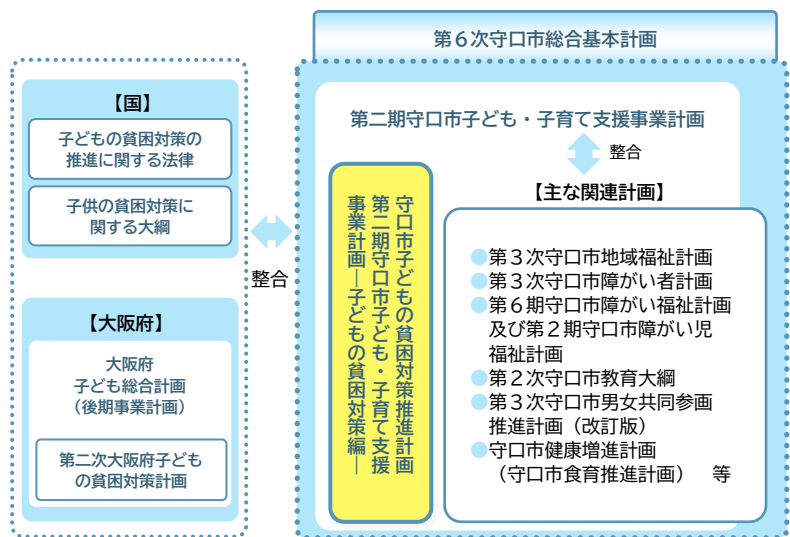
都市化や核家族化の進行、地縁的つながりの希薄化など家族を取り巻く様々な社会環境の変化に加え、景気の低迷等が要因となり、経済的困窮に直面している家庭が、地域社会において孤立していることが多くあります。そうした家庭の子どもたちの中には、自己肯定感や自尊感情が十分に育たず、基本的な生活・学習習慣に課題が見られ、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもあります。さらに、その子どもたちが、将来、経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が課題となっています。

守口市においては、これまでも教育・福祉などの各分野において経済的困窮等により課題を有する家庭に対して、様々な支援を行ってまいりましたが、改めて現状を分析し、必要な支援メニューを体系化し、今後の方針を明確にするために、各種法律や大綱、社会動向を踏まえつつ、子どもの貧困対策を包括的に推進することを目的として、守口市子どもの貧困対策推進計画（以下「本計画」という。）を、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条の規定に基づく、子どもの貧困対策推進計画です。

計画の推進にあたっては、本市の上位計画である「第6次守口市総合基本計画」をはじめ、関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開します。



3 計画の期間

本計画は、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定していることから、計画期間は「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の終期とあわせることとし、令和5年度から令和6年度までの2年間とします。また、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2章

守口市の現状及び課題

1 令和4年度守口市子どもの生活状況調査について

この調査は、本市に住む「小学校5年生(義務教育学校5年生)と中学校2年生(義務教育学校8年生)」及び「その保護者」の方全員を対象に、家庭や生活の状況をお聞きし、これからの守口市の子ども・子育て支援施策に役立てるための基礎資料として、調査を実施したものです。

(1) 調査対象

守口市在住の小学校5年生(義務教育学校5年生)と中学校2年生(義務教育学校8年生)及びその保護者

(2) 調査期間

令和4年8月8日から令和4年8月31日(郵送による配布・回収)

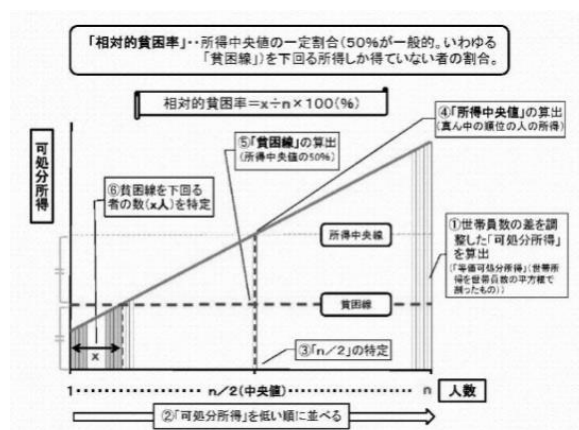
(3) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生	987通	439通	44.5%
保護者(小学生)	987通	412通	41.7%
中学生	1,064通	391通	36.7%
保護者(中学生)	1,064通	394通	37%
保護者	2,051通	809通	39.4%

(4) 守口市の貧困層について

貧困の代表的な定義には、所得額を基準に、人間が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、一定の国や地域における平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」という2つの種類に区分されます。

本調査では子どもの貧困の状況を把握するために相対的貧困率を用いています。



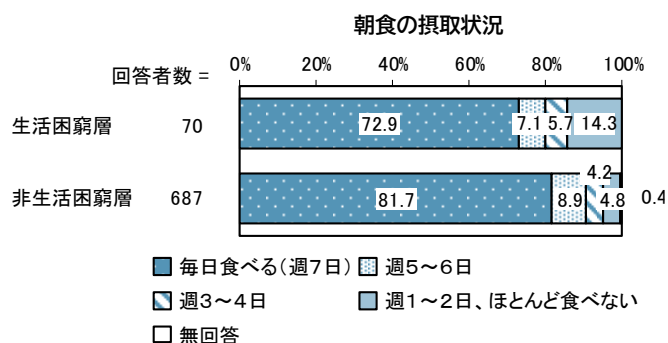
全体	貧困層	割合
762件	71件	9.3%

以下に掲載した調査結果では、世帯人員と所得等から算出した「貧困層」の71件を“生活困窮層”とし、それ以外の世帯を“非生活困窮層”と定義しています。

(5) アンケート調査の主な結果

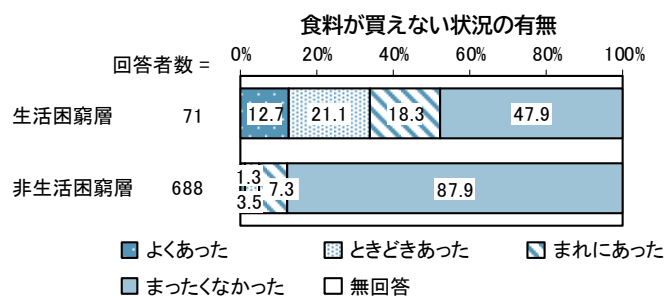
子どもの生活の状況について

生活困窮層別でみると、「毎日食べる（週7日）」の割合は、生活困窮層、非生活困窮層ともに高くなっている一方で、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「週1～2日、ほとんど食べない」の割合が高くなっています。



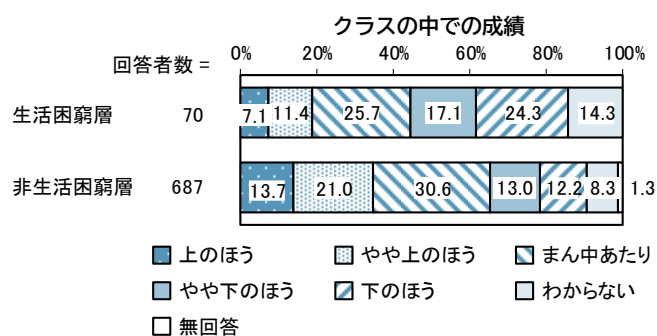
経済的支援について

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「まったくなかった」の割合が高くなっています。



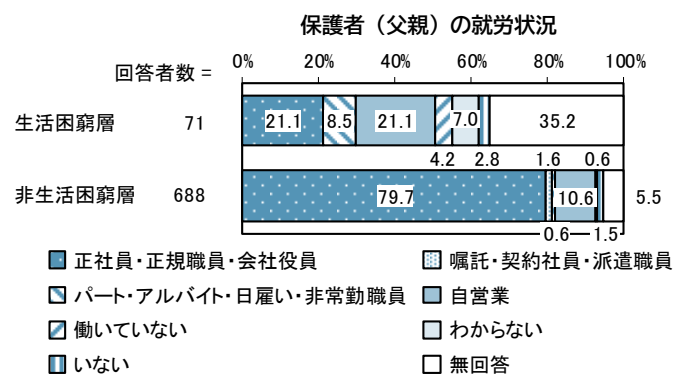
子どもの学びについて

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「やや下のほう」と「下のほう」をあわせた“下のほう”の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「まん中あたり」の割合が高くなっています。



保護者の就労について

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」「働いていない」「わからない」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「正社員・正規職員・会社役員」の割合が高くなっています。



2 アンケート調査等を踏まえた守口市の課題

- 地域と連携し、多世代で交流でき、保護者以外で社会との接点になる居場所づくりが重要。
- 虐待の恐れを抱える子どもと家庭に対しては、その背景にある複雑に絡み合った様々な要因と課題をとらえ、多面的に相談支援を行うことが重要。
- すべての子どもが経済的理由により進学を諦めることがないように、支援制度の周知を含めた進路指導等が必要。
- 学校における適切な学習支援を基本に、学校教育における自己肯定感の向上に向けた支援や様々な地域で多様な交流の場の提供等を通じて貧困の状態にある子どもを支援していくことが必要。
- 働きたくても働けない保護者が就労するために、生活の不安を解消し、日常生活の安定につなげていくことが重要。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、子どもの貧困対策を包括的に推進するため、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の「子どもの貧困対策に係る取組み」として組み込まれるものです。そのため、本計画における基本理念は、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられる理念に準拠するものとします。

子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち守口

2 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章

基本施策



本計画では、4つの基本目標における施策を推進することにより、基本理念である「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口」を達成することを目指します。

基本目標1 生活の安定のための支援

(1) 妊産婦や乳幼児等のいる家庭への支援

親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

主な事業

- 乳児家庭全戸訪問指導
- 産後ケア事業
- 配慮が必要な乳幼児への支援 など

(2) 子どもの居場所づくり

子どもたちが、放課後や学校休業日等を安心して過ごすことができる居場所の確保を図ります。子どもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう適切な遊びと生活の場を提供します。

- 地域子育て支援拠点事業（もりランド）
- もりぐち児童クラブ入会児童室（放課後児童健全育成事業）
- 子どもの見守り強化 など

(3) 子どもの自立支援

子どもたちの社会的自立に向け、キャリア教育や就業・就学に関する相談などの支援を実施します。

- 中学生を対象としたキャリア教育の推進
- 義務教育修了後の子どもへの自立に向けた支援の推進 など

(4) 生活の安定を図るための支援の充実

生活困窮者等の支援を必要とする人に対して、生活の安定を図るため、専門機関等との連携の推進に取り組みます。

- 生活保護制度
- 生活困窮者自立支援制度 など

基本目標2 経済的支援

(1) 各種制度の利用促進

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

主な事業

- 児童扶養手当
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 就学援助費 など

(2) 子育て世帯への情報提供

困難を抱える子ども・家庭へ、必要な支援情報が行き届きやすい体制づくりに努めます。

主な事業

- 子育て情報誌の配布
- 養育費確保に向けた取り組み など

基本目標3 子どもの学びの支援

(1) 子ども一人ひとりの状況に応じた学びの支援

支援の必要な子ども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、一人ひとりに合った教育を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図ります。

主な事業

- 乳幼児の教育・保育
- 教育相談 など

(2) 地域等における学びの支援

体験活動は、子どもの成長の糧として、豊かな人間性、自ら学び・考える力などの生きる力を養うものとして期待されています。様々な体験活動の機会を提供し、子どもの体験不足の解消を図るとともに、自己肯定感の向上を推進します。

- 子どもの多様な体験活動の機会の充実
- 芸術・伝統文化にふれる機会の提供 など

(3) 相談支援体制の充実

子どもの教育や進学等に関する相談支援の充実を図ります。

- 就学前相談
- 教育相談
- 校内相談窓口の活用 など

基本目標4 保護者の就労支援

(1) 生活困窮者等への就労支援

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

主な事業

- 母子・父子自立支援員による相談
- 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 など

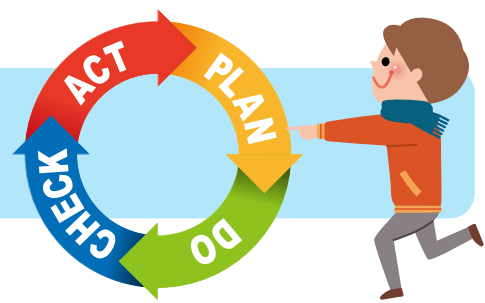
(2) 子育て支援事業の充実

保護者が安心して就労できるよう子育て世帯のくらしに必要な子育て、保育の環境を整える施策の充実を図ります。

- 幼児教育・保育の無償化
- 一時預かり事業
- 子育て短期支援事業 (ショートステイ) など

第5章

計画の推進



1 子どもの貧困に関する指標

本計画では、計画の進捗状況をはかる際の指標として、国の大綱に示された指標を子どもの貧困に関する指標として設定します。また、大阪府と全国の数値について、参考で記載しています。

主な指標	守口市数値	(参考) 大阪府数値	(参考) 全国数値
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	97.6%	96.1%	93.7%
生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	2.4%	3.8%	4.1%
生活保護世帯の子どもの大学等進学率	68.8%	43.8%	37.3%
S S W Iによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	100%	23.4%	50.9%
S S W Iによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	100%	23.0%	58.4%
S Cの配置率 (小学校) (巡回派遣校含む)	100%	100%	67.6%
S Cの配置率 (中学校) (巡回派遣校含む)	100%	100%	89.0%
就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100%	72.1%	65.6%
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (小学校)	100%	41.9%	47.2%
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (中学校)	100%	65.1%	56.8%
滞納経験 (電気・ガス・水道) ひとり親世帯	電気 14.1% ガス 14.1% 水道 11.8%	—	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8%
滞納経験 (電気・ガス・水道) 子どものいる全世帯	電気 3.8% ガス 3.5% 水道 4.4%	—	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3%
過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	食品 39.9% 衣服 44.7%	—	食品 34.9% 衣服 39.7%
過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験 (子どものいる全世帯)	食品 15.8% 衣服 18.1%	—	食品 16.9% 衣服 20.9%
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯)	相談 5.9% お金援助 22.4%	—	相談 8.9% お金援助 25.9%
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合 (等価世帯所得第1～3十分位)	相談 2.6% お金援助 11.5%	—	相談 7.2% お金援助 20.4%
子どもの貧困率 (国民生活基礎調査)	9.3%	—	13.9%
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (母子世帯)	46.3%	—	42.9%
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (父子世帯)	0.0%	—	20.8%
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (母子世帯)	68.7%	—	69.8%
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (父子世帯)	100.0%	—	90.2%

2 計画の進行管理

計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、P D C Aサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「守口市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

3 計画の推進体制の確保

基本目標の実施・実現に向けては学校を含む公民連携による専門性を有するマンパワーの確保及び不断の研鑽、すなわちその意識及び能力の向上を図ることが大切です。とりわけ、その責務の中心を担う市行政におけるケースワーカー、保健師を始めとする専門職人材については、市の職員(適正化)計画を踏まえつつ、人材の「選択と集中」により、計画的な確保及びそのスキルアップに努めます。

守口市子どもの貧困対策推進計画 第二期守口市子ども・子育て支援事業計画-子どもの貧困対策編-
 令和5年(2023年)2月
 企画編集: 守口市子ども部子育て支援政策課
 発行: 守口市 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 電話 06-6992-1665